

山間農業地域における不在地主の実態と所有農地に対する意向

—宮城県A町の不在地主を事例にして—

横田悦子・泉澤弘子・小池 修

(宮城県農業・園芸総合研究所)

Characterization of Absentee Landlords and their Intention for their Possessive Farmland in
Agricultural Area in the Mountain Region of Miyagi Prefecture

Etsuko YOKOTA, Hiroko IZUMISAWA and Osamu KOIKE

(Miyagi Prefectural Agriculture and Horticulture Research Center)

1 はじめに

全国的に相当数の不在地主（農地所有者が当該市町村以外に居住する人々）が多くの市町村で存在しており、その3割以上の市町村で不在地主所有農地が問題になっている。不在地主の存在およびその数の増加が農地をはじめとする土地利用調整に関する社会的コストを高めていることが市町村サイドでも問題とされている¹⁾。

そこで、担い手への農地集積や耕作放棄地対策として、不在地主の所有する農地に対する意向を把握することが必要である。しかし、センサス等の統計調査においては、不在地主という形での統計はとられておらず、実態は不明なところが多い。今回、宮城県の山間農業地域A町を対象として、不在地主の実態と所有農地の意向を明らかにできたので報告する。

2 試験方法

(1) 対象地域

宮城県内A町（農業地域類型は山間農業地域）は宮城県南部に位置し、町の西側には蔵王連邦がそびえる。人口は約2千人であり、町民全体の約4割が65歳以上と高齢化率が非常に高い。

経営類型は酪農と水稲作が主体である。町内の農家戸数は291戸、経営耕地面積629haうち水田が約4割を占める。2000年農林業センサスにおけるA町の耕作放棄地面積は59haである。

(2) 調査方法

平成17年1月にA町の全不在地主65名を対象に郵送により、アンケート調査を実施した。回収率は44.6%（29名）である。なお、不在地主数は同町農業委員会より提供された資料により把握した。

3 試験結果及び考察

(1) A町の不在地主（65名）の概要

不在地主はA町中心部から15km圏内の居住者が約3

割、15～30km圏内の居住者が約4割、計約7割が30km圏内の比較的近隣に居住している（なお、A町から県庁所在地である仙台市までの距離は約50kmである）。

不在地主の平均所有面積（水田・畑合計）は約90aであり、合計面積は59haでA町の水田・畑地面積の約1割に相当する。

(2) 不在地主の所有農地に対する意向

アンケートに回答した不在地主（29名）の平均年齢は61歳で、農家であると回答した割合は約1割、全員親からの相続で、以前この町に居住した経験のある人が約9割である。

現在の農地の利用状況は「耕作していない」所有者が28%、「管理作業を行っていない」所有者は17%である（図1、2）。

不在地主の居住地からA町中心部までの距離が遠くなるに従って、所有地の管理作業の実施者が「自分」から「委託」、あるいは「行っていない」になる傾向がみられた（表1）。

農業の「多面的機能」を維持することについて83%の人たちが非常に重要であると考えている（図3）。

「中山間地域等直接支払い制度（A町は、この制度を活用した管理作業を行っている）が無くなった場合、誰が管理作業を行うべきかと思うか」という質問への回答は、現在の管理作業を自分でやっている不在地主は「土地所有者が個人」で行うべき、管理作業を行っていない不在地主は「町や町内の生産者等」が行うべきとの回答が多かった（表2）。また、同質問への回答は、不在地主がA町から転居した年数が経過するほど（「A町での居住経験がない」も含む）、「土地所有者個人」→「町や町内の生産者等」→「荒れても仕方ない」と答える傾向がみられた（表3）。

現在と将来（10年後程度）の農地所有の意向は、「自己所有（貸し出し希望も含む）」の希望がともに6割以上であった。

耕作放棄地対策の一方策と考えられる「町内の農家へ所有農地の管理の一任」の希望（一任したいか、したくないか）について、回答者の59%が「一任したい」と回答している。「一任したくない」と回答した不在地主（41%）は、自分で耕作している、あるいは利用

権設定を行っている回答者が多かった。

農地管理料金支払い意志額は10a当たり「0円」が最も多かった(表4)。また、「0円」と回答した理由は、「無料で貸すので所有している土地で作物を自由に作ってもらってかまわない」が約7割、「土地を荒らしたくない気持ちはあるがお金を負担する気持ちにはなれない」が約3割であった。

4 まとめ

宮城県の間山農業地域A町における不在地主は、農業の多面的機能を維持することの重要性を認識しているながらも、所有する農地の有効的利用が図られていない現状が明らかになった。また、居住地までの距離やA町からの転居時期の違いのような地縁の深さの違いによっても、農地の管理状況や今後の意向に違いが見られた。そして不在地主の6割以上は10年後も農地の

自己所有を希望していることから、今後、加齢とともに農地管理が困難になって耕作放棄地が増大する可能性もある。

町内の農家へ管理を一任したい不在地主が多かったことから、農地の有効利用を図るためには、不在地主の農地を地域の農家へ管理一任させるようなA町のコーディネート機能が必要である。

全国的に見ても市町村が不在地主へ何らかの働きかけを行っているケースは少ない¹⁾が、今後は積極的な働きかけを行い農地の有効利用を図って耕作放棄地防止へつなげることが必要である。

引用文献

- 1) 財団法人日本農業土木総合研究所. 2003. 農地利用等有効利用推進調査. 14-32

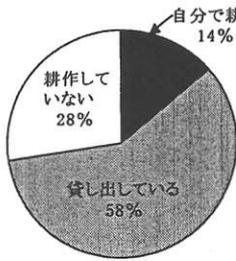


図1 現在の利用状況

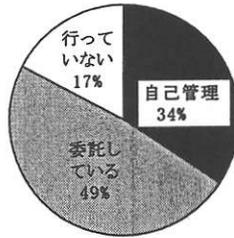


図2 管理作業の実施状況

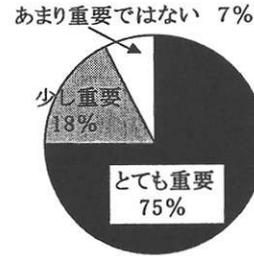


図3 「多面的機能」を維持することに対する意識

表1 「管理作業」の実施状況と居住地までの「距離」の関連 (人)

距離	管理状況			χ ²
	自己管理	委託している	行っていない	
～15km	6	1	1	12.76*
～30km	3	5	0	
>30km	0	6	3	

注：*は5%水準で有意。

表2 「中山間地域等直接支払い制度が無くなった場合、誰が行うべきだと思うか」と「管理作業」の実施状況の関連 (人)

管理状況	中山間直接支払い制度が無くなった場合			χ ²
	土地所有者が個人で管理	町や町内生産者が管理	荒れても仕方ない	
自己管理	7	2	0	9.68*
委託している	3	6	3	
行っていない	0	3	1	

注：*は5%水準で有意。

表3 「中山間直接支払い制度が無くなった場合、誰が行うべきだと思うか」と「何年前に転居したか」の関連 (人)

転居時期	中山間直接支払い制度が無くなった場合			χ ²
	土地所有者が個人で管理	町や町内生産者が管理	荒れても仕方ない	
～15年	4	0	0	15.98*
～30年	4	2	0	
>30年	2	6	4	
居住経験なし	0	3	0	

注：*は5%水準で有意。